

平成 25 年度水質測定計画について（概要）

福島県生活環境部水・大気環境課

第 1 公共用水域水質測定計画

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 目的

公共用水域水質測定計画は、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

なお、公共用水域の放射性物質のモニタリング調査については、総合モニタリング計画に基づき実施される。

(2) 測定地点

測定地点は、水質汚濁に係る環境基準の類型指定がされた水域の環境基準点、補助点及びその他必要な地点とし、原則として前年度の計画と同一とする。

ただし、環境基準の類型指定がされていない支川のうち 21 地点については、平成 21 年度よりローリング方式^{*}を導入している（各年 7 地点×3 年間）。

※ローリング方式

水質の変化が少なく環境基準が継続して達成されている水域について、数年おきに測定を行う調査方式。

(3) 測定項目

測定項目は、水質汚濁に係る環境基準項目（生活環境項目及び健康項目）、要監視項目、トリハロメタン生成能及びその他の項目とする。

(4) 測定回数

測定回数は下記を基本とし、測定地点毎に水域状況等を踏まえ一部変更する
ア 環境基準点又は補助点

(ア) 河川は、年 12 回（毎月 1 回）を基本とする。

(イ) 湖沼は、毎月 1 回を基本とする（自然条件により調査が不可能な期間を除く）。

(ウ) 海域は、年 6 回の等間隔の調査を基本とする。ただし、松川浦については、ノリの養殖等が行われていた特殊な海域環境を考慮して年 12 回とする。

イ その他の地点

四半期毎に 1 回程度を基本とする。

2 公共用水域水質測定計画（案）の概要

(1) 測定項目

ア 環境基準項目

(ア) 生活環境項目

pH、BOD、COD、大腸菌群数等 11 項目

※平成 25 年度よりノニルフェノールを追加

(イ) 健康項目

カドミウム、鉛、総水銀等 27 項目

イ 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン等 28 項目

ウ トリハロメタン生成能

クロロホルム生成能、ブromoホルム生成能等 4 項目

エ その他の項目

(ア) 特殊項目

銅、溶解性鉄等 5 項目

(イ) その他項目

アンモニア性窒素、オルトリン酸態りん等 10 項目

(2) 測定地点

水域	平成 24 年度	平成 25 年度	増減
河川	94河川 (111水域) 143地点	94河川 (111水域) 143地点	0
湖沼	18湖沼 (18水域) 31地点	18湖沼 (18水域) 31地点	0
海域	13海域 (13水域) 34地点	13海域 (13水域) 34地点	0
計	125河川等 (142水域) 208地点	125河川等 (142水域) 208地点	0

(注) 1 河川については、ローリング方式による調査地点(21地点)を含んでおり、平成 25 年度はこのうち 7 地点のみ測定する。

ただし、一部地点においてはノニルフェノールのみ測定を行う。

2 平成 25 年度の実測定地点数は、河川 125 地点、湖沼 31 地点、海域 31 地点となる。

(3) 平成 24 年度からの主な変更点

ア ノニルフェノールの追加

全亜鉛に続く新たな水生生物の保全に係る水質環境基準として、平成 24 年 8 月 22 日付け環水大水発第 120822001 号にて追加された。

本項目については、基本的に水生生物の保全に係る環境基準点及び補助点において測定する。また、産業廃棄物処分場からの排出水の放流地点下流においても測定を行う。

測定回数は、基本的に全亜鉛と同回数とする。

イ その他変更点

測定機関及び測定項目の変更(計 24 地点)。

第2 地下水の水質測定計画

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 目的

地下水の水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

なお、地下水の放射性物質のモニタリング調査については、総合モニタリング計画に基づき実施される。

(2) 調査の種類

ア 概況調査

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する調査。新たな汚染の発見を目的としているため、未調査の井戸又は前回と異なる深度の井戸を優先的に選定する。

(ア) ローリング方式

県内を概ね10kmメッシュに区分(全113区分)して、各メッシュから井戸を選定し、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュを実施する調査。

(イ) 定点方式

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等による汚染の可能性が高い地域若しくは汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し実施する調査。

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに環境基準を超える汚染が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。

ウ 継続監視調査

汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などをするために経年的に実施する調査。

なお、東日本大震災により井戸が破損した2地点については、平成25年度の実施を見送ることとする。

(3) 測定項目

ア 概況調査(ローリング方式)

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の全項目とする。

イ 概況調査(定点方式)

環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて適宜選定する。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

環境基準超過項目及び環境基準超過の可能性が高い項目とする。

エ 継続監視調査

汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目とする。

(4) 測定回数

概況調査及び継続監視調査の測定回数は、年1回とする。

2 地下水の水質測定計画（案）の概要

(1) 概況調査（ローリング方式）

- ア 測定地点数 25メッシュ25地点
- イ 測定項目 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（27項目）

(2) 概況調査（定点方式）

- ア 測定地点数 30地点
- イ 測定項目 環境基準項目のうち測定井戸の周辺の状況等に応じて選定

(3) 継続監視調査

- ア 測定地点数
 (平成24年度との相違点)
 - ① 3年間連続して環境基準以下等のため調査井戸を削減したもの
2地点（調査終了地区 1地区）
 - ② 地下水汚染が判明したため新たに追加するもの
5地点
 - ③ 井戸涸れ等採水が不可能となり、調査を打ち切ったもの
1地点
 (平成24年度地点数) (削減地点数) (追加地点数) (平成25年度地点数)
 185地点 - 3地点 + 5地点 = 187地点
 ※東日本大震災により井戸が破損し、調査を見送る2地点を除いている。
- イ 測定項目
 汚染の認められた項目を基本とし、測定井戸の周辺の状況等に応じて選定

地下水測定地点数等総括表

区分		測定地点数			測定項目数		
		H24	H25	増減	H24	H25	増減
概況 調査	ローリング	27	25	-2	729	675	-54
	定点	33	30	-3	227	223	-4
継続監視調査		185	187	2	984	1,054	70
合計		245	242	-3	1,940	1,952	12

平成24年度公共用水域放射性物質モニタリング調査の実施状況

1 目的

公共用水域における東京電力福島第一原子力発電所事故由来放射性物質による汚染状況及び推移を把握するため、水質・底質、周辺環境のモニタリングを実施する。

2 測定地点等

測定地点、測定項目及び測定頻度は、下表のとおり。

区分	測定項目 対象	放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム (Cs-134、Cs-137)	放射性ストロンチウム (Sr-90)	空間線量
河川	水質	125地点	125地点	—	—
	底質	125地点	125地点	14地点	—
	周辺環境 (左岸、右岸)	125地点	125地点	—	125地点
湖沼	水質	82地点	82地点	—	—
	底質	82地点	82地点	20地点	—
	周辺環境 (土壌(湖畔))	82地点	82地点	—	82地点
海域	水質	12地点	12地点	—	—
	底質	12地点	12地点	12地点	—
地点合計	水質	219地点	219地点	—	—
	底質	219地点	219地点	46地点	—
	周辺環境	207地点	207地点	—	207地点

3 測定機関

測定機関は、福島県、環境省及び国土交通省(国直轄河川等)。

平成24年度地下水放射性物質モニタリング調査の実施状況

1 目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の地下水への影響を把握するため、地下水の放射性物質に関するモニタリング調査を実施する。

2 測定地点等

測定地点、測定項目及び測定頻度は、下表のとおり。

実施区分	測定項目	放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム (Cs-134、Cs-137)	放射性ストロンチウム (Sr-89、Sr-90)
	対象			
福島県実施	水質	27地点	27地点	—
環境省実施	水質	234地点	234地点	19地点
地点合計		261地点	261地点	19地点

3 測定機関

測定機関は、福島県、環境省。